

○臨時用給水使用料の改定案について

臨時用水栓の使用料 1 m³当りの単価について、現行の使用料 八開地区 280 円/m³ 佐織地区 355 円/m³とあるのを、八開・佐織地区ともに 355 円/m³に統一する。

1. 給水使用料（1 箇月につき）（八開地区）（消費税及び地方消費税を含まない）
【現行】

基本料金		超過料金（1 m ³ 当り）		臨時用
水 量	料 金	水 量	料 金	
10 m ³	1,650 円	1 1 m ³ 以下 20 m ³ 以下	165 円	1 m ³ ごとに 280 円
		2 1 m ³ 以上 30 m ³ 以下	165 円	
		3 1 m ³ 以上 40 m ³ 以下	175 円	
		4 1 m ³ 以上 75 m ³ 以下	190 円	
		7 6 m ³ 以上	195 円	

2. 給水使用料（1 箇月につき）（佐織地区）（消費税及び地方消費税を含まない）
【現行】

基本料金		超過料金（1 m ³ 当り）		臨時用
水 量	料 金	水 量	料 金	
10 m ³	1,200 円	1 1 m ³ 以下 20 m ³ 以下	135 円	1 m ³ ごとに 355 円
		2 1 m ³ 以上 30 m ³ 以下	165 円	
		3 1 m ³ 以上 40 m ³ 以下	175 円	
		4 1 m ³ 以上 75 m ³ 以下	220 円	
		7 6 m ³ 以上	230 円	

<参考> 臨時用登録件数及び使用水量

	八開地区（件）	佐織地区（件）	使用水量（m ³ ）
令和3年度末	0	11	735
令和4年度10月末	0	12	490